

令和2年4月16日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

報告事項

番号	件名	主管課
1	新型コロナウイルス感染症について	高校教育課

新型コロナウイルス感染症について

1 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

	第 25 例目	第 26 例目	第 27 例目	第 28 例目
(1)年 代	40歳代	50歳代	調査中	40歳代
(2)性 別	男性	男性	女性	男性
(3)居住地	宇部市	山口市	調査中	防府市
(4)職 業	防府商工高等学校 教職員			

2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の実施について

(1) 臨時休業期間

4月16日(木)～5月6日(水)まで

(2) 臨時休業期間延長の理由

本県において毎日のように新たな感染が確認されている状況を踏まえ、子どもたちの健康と安全を守る観点から臨時休業を実施する。

(3) 対象となる県立学校

- ① 高等学校 58校(本校49校・分校9校)
- ② 中学校 1校
- ③ 中等教育学校 1校
- ④ 総合支援学校 13校(本校12校・分校1校)

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	令和2年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について	義務教育課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和元年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和2年(2020年)4月16日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山陽小野田市立有帆小学校	教諭	坂田 竜祐	32年	令和2年4月6日 死亡退職
山口県立新南陽高等学校	教諭	竹吉 和也	23年	令和2年4月7日 死亡退職

義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校で使用する教科用図書の種類

- (1) 文部科学省検定済教科書（検定本）→→→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本）→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
 - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
 - 通常、知的障害などのための特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

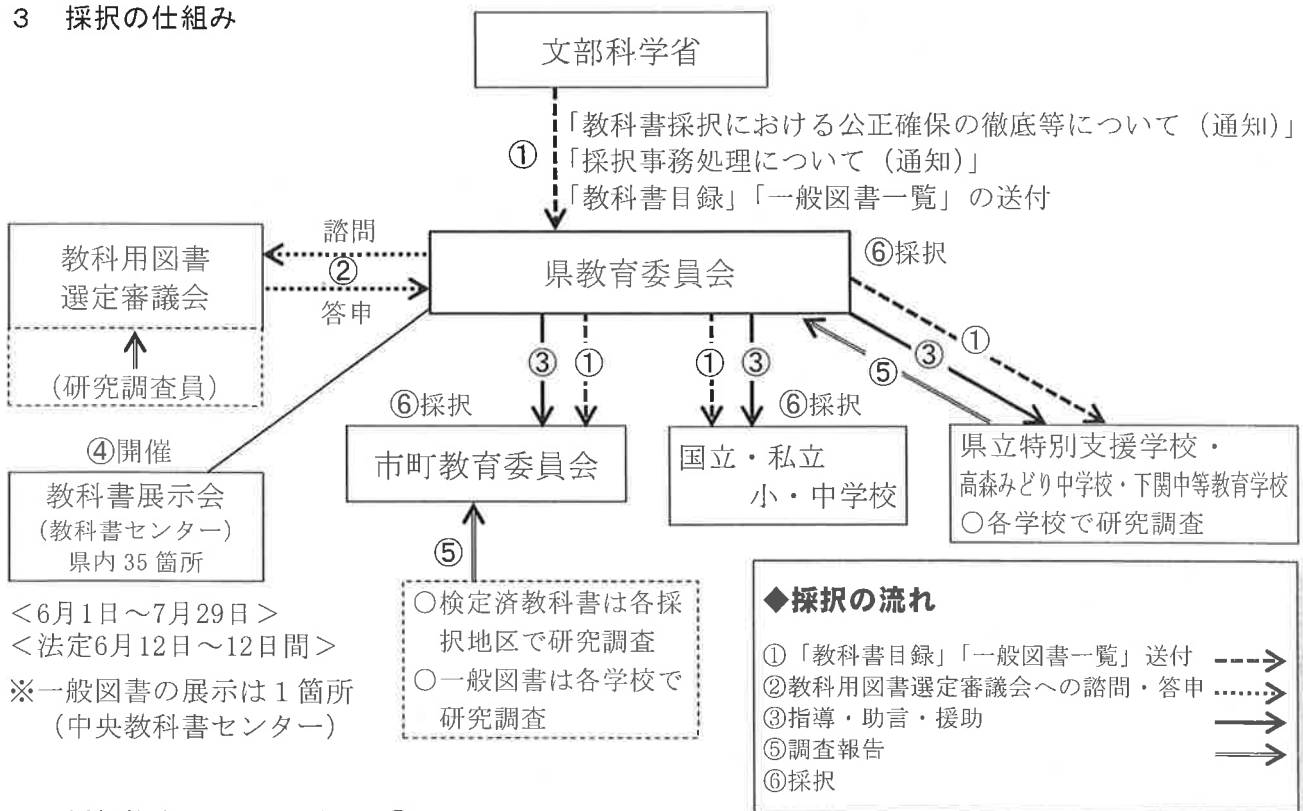
2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本…4年に一度
- (2) 一般図書…毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期 ※一般図書を除く

◎:検定 △:採択 ○:使用開始

学校 種別等区分		年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
小学校	検定		◎			道徳◎	◎	新◎				◎			
	採択			△			道徳△	△	新△				△		
	使用開始				○			道徳○	○	新○				○	
中学校	検定			◎			道徳◎	◎	新◎				◎		
	採択				△			道徳△	△	新△				△	
	使用開始					○			道徳○	○	新○				○

3 採択の仕組み



4 採択権者について（上図⑥）

- * 市町立小・中学校…学校を設置する市町教育委員会
- * 県立特別支援学校…県教育委員会
- * 県立高森みどり中学校・下関中等教育学校…県教育委員会
- * 国立・私立小・中学校…各学校の校長

議案第 2 号

令和 2 年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

令和 2 年（2020年）4 月 1 6 日

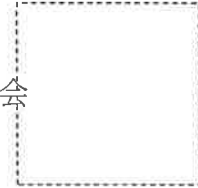
山口県教育委員会

令 2 教 義 第 号

令和 2 年（2020年） 4 月 1 6 日

山口県教科用図書選定審議会長 様

山口県教育委員会



教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）
第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を問います。

については、5月19日（火）までに答申願います。

記

- 1 義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択の基準について
- 2 採択関係者に提示する令和3年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

諮 問 事 項

1 義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択の基準について

義務教育諸学校の教科用図書の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助によって採択することになるので、これらの採択に関する事務が適正かつ円滑に行われるために、県教育委員会は、次の事項に関し一般的な基準を示す必要がある。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書を除く。）の採択について
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
- (3) 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

2 採択関係者に提示する令和3年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

- (1) 今年度は、中学校の各教科の教科用図書について採択が行われる年であることから、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ② ①の各観点における研究調査の結果について

- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）は、文部科学省から示されている「令和3年度用一般図書一覧」に掲載された図書及び令和元年度に山口県で多く採択された図書のうち、近年研究調査されていないものの一部を対象に調査する。

対象とした一般図書について、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」に掲載する一般図書及びその内容による分野について
- ② 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ③ ②の各観点における研究調査の結果について

報告事項

番号	件名	主管課
2	障害者活躍推進計画の作成について	教育政策課

山口県教育委員会障害者活躍推進計画

令和 2 年 4 月

1 計画の趣旨

山口県教育委員会では、障害のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「自立と社会参加」の実現のため、平成30年に「山口県特別支援教育推進計画」を作成し、障害のある人もない人も互いに尊重し支え合いながら暮らしていける共生社会の実現に向けた施策を実施しています。

そのような中、令和元年6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないことが明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」の作成が義務付けられました。

こうした法の趣旨を踏まえ、この度、本県教育委員会における障害者活躍推進計画を策定し、実効性の高い取組を積極的に実施していくこととします。

2 計画の基本的事項

(1) 機関名

山口県教育委員会

(2) 任命権者

山口県教育委員会

(3) 計画推進の基本的な考え方

障害のある方を雇用し、働きやすい職場環境を整備することは、誰もが仕事を通して社会参加できる共生社会の実現につながるものであり、教育委員会が率先して取り組むことが重要です。

(4) 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）

3 本県における障害者雇用に関する現状と課題

(1) 障害者採用選考の実施

- 教員採用候補者選考試験において、平成16年度から身体障害者を対象とした別枠の採用選考を毎年実施し、採用を行ってきました。
- 令和元年度から、障害種別にかかわらず受験できるよう、従来の身体障害者に加え、新たに知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大しました。
- また、平成23年度からは庁内に「きらめきワークセンター」を設置し、障害のある方を対象とした非常勤職員の採用試験を実施するとともに、県立学校においても同様に非常勤職員の採用を行ってきました。

(2) 障害者雇用率の状況

令和元年6月1日現在の障害者雇用率は、次のとおりです。

法定雇用率	法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者数	実雇用率
2.4%	8806.5人	188.0人	2.13%

(3) 障害者雇用に関する課題

- 山口県教育委員会では、障害のある正規職員の採用や定数内で障害のある非常勤職員の雇用等に取り組み、障害者雇用率は平成29年6月1日現在で法定雇用率を達成しました。
- しかしながら、平成30年6月1日現在の雇用率は前年度から上昇したものの、平成30年4月1日から法定雇用率が2.4%に引き上げられたことに伴い、法定雇用率は達成できず、令和2年6月1日までに達成するよう採用計画を作成し、現在実施中です。
- また、現在の法定雇用率は経過措置であり、令和3年4月より前に、さらに0.1%引き上げられる予定であり、更なる人材確保や受け入れ態勢の整備等が必要です。

4 目標

(1) 採用に関する項目

当該年6月1日時点の法定雇用率を達成すること。

(評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。)

(2) 定着に関する項目

不本意な離職者を極力生じさせないこと。

(評価方法：毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。)

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

- 障害者雇用推進者として教育政策課長を選任する（令和元年9月6日に選任済み）。
- 計画期間初年度に、障害者雇用推進者、人事担当部署の実務担当者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置し、障害者である職員に対して参画を呼びかけ、計画の推進体制を整備します。

イ 人材面

- 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
- 障害者が配置されている所属の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望等を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行います。
- 面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

- 新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

- なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

イ 募集・採用

- 採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、個々の障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を検討し、障害者の積極的な採用に努めます。
- なお、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

ウ 働き方

- 時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進します。

エ キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、各種研修等の教育訓練を実施します。

オ その他の人事管理

- 定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等による障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のための必要な職務選定や職場環境の整備、通院への配慮等を行います。

(4) その他

障害者就労施設等を対象とした物品調達を実施し、毎年度、「山口県の障害者就労施設等からの物品調達方針」において設定する調達目標額の達成を目指します。